

平成 31 年度沖縄県ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業 (運営体制構築・事業効果検証)業務委託に係る企画提案募集要領

本事業は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。県議会において、当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承下さい。

1 委託業務の名称

平成 31 年度ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業（運営体制構築・事業効果検証）

2 委託期間

契約締結の日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

3 目的

県が実施した「平成 28 年度沖縄県高校生調査」によると、困窮世帯の約 4 人に 1 人がアルバイト収入を通学費にあてており、困窮世帯における通学費負担が大きな課題となっている。

このため、生活面や経済面の負担が特に大きいひとり親家庭を対象に、高校生のバス通学費の負担を軽減し、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの教育環境の充実を図る。また、通学費軽減による通学行動、生活環境、意識等の変化を事前・事後調査により把握し、事業効果を検証する。

4 委託料の上限額

(1) 委託料の上限は、11,259,611 円（消費税及び地方消費税含む）とする。

(2) 消費税率変動前と変動後の見積書を 2 種類作成し、税率引上げ分も含めて上限額の範囲内とする。本契約は、消費税法等の改正後、変動後の消費税率により計算した委託金額に改定する変更契約を行う。

5 委託業務の内容

平成 31 年度沖縄県ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業（運営体制構築・事業効果検証）業務委託仕様書のとおり

6 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (3) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか 1 者以上がこの要件を満たすこと。
- (4) 沖縄県の公共交通に関する知識を有しており、公共交通事業者と調整能力を有すること。
- (5) 業務進捗状況や打ち合わせを県担当課において円滑に実施できる体制を有すること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (7) コンソーシアムの場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
- ア コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。
- イ コンソーシアムの構成員が単体法人として重複参加していないこと。

7 企画提案書の内容

本事業の企画提案書は、別添業務委託仕様書の内容をすべて満たすものとし、かつ、次に掲げる要件に留意し、提出するものとする。

- (1) 別添業務委託仕様書の内容をすべて満たすこと。
- (2) 企画提案書は 25 頁以内とする。様式は原則、A 4 判とするが、A 3 判を使用する場合には、折りこみとすること。
- (3) 企画提案書において、連携先等の具体的な企業名称を記載する場合は、企画提案事業者において、先方の了承を得ること。
- (4) 企画提案書は、企画提案書として「8 (3) ①～⑦」の書類を一式にまとめて、8 部提出すること。

8 申請書類

本事業の委託提案に関する申請書類は、以下のとおりとする。

- (1) 質問書（様式1）
- (2) 企画提案参加届

以下の書類を一式にまとめて1部提出する。

- ①企画提案参加届（様式2）
- ②コンソーシアム協定書（様式3）※コンソーシアムの場合に限る。
- ③誓約書（上記「6参加資格(6)」関係）（様式4）

※コンソーシアムの場合は構成員ごとに提出すること。

- (3) 企画提案書

以下の書類を一式にまとめて8部提出すること。また、②～⑦の書類にはインデックス付きの仕切りを入れること。

- ①企画提案書表紙（様式5）
- ②会社概要
- ③業務実績

※業務概要が分かる成果物等の写しの添付が可能な場合は添付すること。

ただし、当該成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属さない場合は、先方に確認の上、提出すること。

- ④企画提案書（任意様式、A4判、両面印刷）
- ⑤実施体制図（任意様式）
- ⑥スケジュール（任意様式）
- ⑦経費見積書（様式6）

※消費税率変動前と変動後の2種類を作成すること。

※経費見積書の明細（任意様式）を別途添付すること。

9 応募方法及びスケジュール

- (1) 質問事項受付

質問書（様式1）により電子メールにより提出すること。

- ①受付期限 平成31年3月26日(火)16時
- ②提出方法 沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課
電子メールアドレス aa022004@pref.okinawa.lg.jp
- ③回答方法 平成31年3月28日(木)までに青少年・子ども家庭課ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加届の提出期限

平成 31 年 3 月 29 日 (金) 16 時

※上記「8 申請書類(2)①～③」の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。

※企画提案参加届を提出しない場合は、参加資格を満たさない。

(3) 企画提案書の提出期限

平成 31 年 4 月 10 日 (水) 16 時 (厳守)

※上記「8 申請書類(3)①～⑦」の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。

(4) プレゼンテーション審査

平成 31 年 4 月 16 日 (火) 午後 (予定)

※対象者に対して、別途時間と場所を通知する。

(5) 委託契約締結

平成 31 年 4 月中旬

10 その他

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。

(5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号(※)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※契約保証金について(沖縄県財務規則 抜粋)

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した

とき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課 母子福祉班(担当:平良)

電話:098-866-2174 FAX:098-868-2402

Email: aa022004@pref.okinawa.lg.jp